

公害防止協定書

ひたちなか市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、
乙がひたちなか市に設置する（以下「事業所」という。）
に係る公害の未然防止及び公害発生時の対策等に関し、次のとおり公害防止協定を締結する。

（基本理念）

第1条 乙は、環境の保全が重大な社会的責任であることを認識し、住民の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、環境への負荷を低減し良好な環境の創造に資するよう、この協定に定める事項を履行するほか、公害の発生を未然に防止するために必要な施設の整備及び維持管理に努め、茨城県又は甲が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するものとする。

（公害防止計画の策定及び実施）

第2条 乙は、様式第1号により公害防止計画書を甲に提出し、承認を得なければならないものとする。

2 乙は、公害防止計画に基づき公害防止対策を実施するとともに、公害防止技術の開発等に対応して積極的に公害防止計画の改訂に努めるものとする。

（公害防止計画の変更等）

第3条 甲は、乙による公害防止計画の適切な実施にもかかわらず、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、乙に対し、公害防止計画の変更を求めることができる。

2 乙は、公害防止計画書に定める事項を変更（公害の発生するおそれのある施設及び公害を防止するための施設を新設、増設又は改造を含む。）しようとするときは、変更する日（施設の新設、増設又は改造については、その工事の着工日）の30日前までに様式第2号により公害防止変更計画書を甲に提出し、承認を得なければならないものとする。

3 乙は、環境基準又は規制基準の改訂等があった場合は必要に応じ、甲と協議の上、公害防止計画を見直すものとする。

（施設の運転）

第4条 乙は、事業場に係る騒音、振動、粉じん及び悪臭を発生する施設の運転又は作業については、原則として、早朝、深夜に及ぼさないものとし、日曜日に行わないものとする。ただし、災害等緊急やむを得ない場合で甲が認めたときはこの限りでない。

（廃棄物運搬車両等の安全対策）

第5条 乙は、廃棄物の運搬車両等について次に掲げる安全対策を講じるものとし、関

係車両についても指導するものとする。

- (1) 廃棄物の飛散防止のため、シート掛け等適切な措置を講じること。
- (2) 事業場敷地への出入口付近の道路は、常に清掃を行うとともに、乙の事業に起因し道路が破損されたことが明らかな場合は直ちに補修を行う等、他の交通車両に迷惑をかけないこと。

(大気汚染防止対策)

第6条 乙は、事業所から排出されるばい煙による大気の汚染を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 脱硫装置、脱硝装置及び集塵装置を設置することにより、大気汚染物質の排出濃度及び排出量を別表1に掲げる数値以下にするものとする。
 - (2) 大気汚染物質の排出量を低減するため、良質な燃料を使用すること。
- 2 乙は、事業場内の粉じんの発生を伴う施設及び廃棄物については、しゃ風フェンスや防じんカバーの設置、シート掛け等、粉じん飛散防止のための適切な措置を講じるものとする。

(水質汚濁防止対策)

第7条 乙は、公共用水域の水質保全のため、事業場から公共用水域に排水（雨水を含む。）を排出する場合は、排水処理施設、沈殿柵等を設置する等適切な措置を講じるものとし、排出水の濃度を別表2に掲げる数値以下にするものとする。

(地下水汚染防止対策)

第8条 乙は、事業場で使用又は処理する油脂類及び廃棄物による地下水の汚染を防止するため、関係法令並びに茨城県及び甲の指導するところに従い、適切な措置を講じるものとする。

(騒音、振動防止対策)

第9条 乙は、事業場からの騒音及び振動（低周波空気振動を含む。）の発生を極力防止するため、低騒音、低振動型機器の採用、騒音及び振動発生施設の適正配置を図る等、適切な措置を講じるものとし、事業場敷地境界における騒音及び振動の大きさを別表に掲げる数値以下にするものとする。

(悪臭防止対策)

第10条 乙は、事業場からの悪臭の発生防止に努めるとともに、周辺に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じるものとする。

(地盤沈下防止対策)

第11条 乙は、地盤沈下の原因となるおそれのある行為は、行わないものとする。

(廃棄物の適正処理)

第12条 乙は、許可品目以外の廃棄物の処理は行わないものとし、環境の汚染を防止するため、関係法令並びに茨城県及び甲の指導するところに従い、適切な措置を講じるものとする。

(環境の整備等)

第 13 条 乙は、事業場及びその周辺の清潔美化の保持、緑化等環境の整備に積極的に努めるものとし、ストックヤードのストック高さについては、人に威圧感、不快感を与えないものとする。

(自己監視)

第 14 条 乙は、公害の発生を防止するため、必要に応じ、事業場から発生する騒音、振動等の監視測定を行うよう努めるものとし、又は、排出係数等を参酌する等により、汚染物質の排出状況の把握に努めるものとする。

(事故時の措置)

第 15 条 乙は、事故により公害が発生させたとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに施設の一部、又は全部の操業停止を含む必要な措置を講じるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合において、甲が乙に対し、事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを指示したときは、乙はこれに従うものとする。

(苦情の処理)

第 16 条 乙は、地域住民から、自己の事業活動に伴い発生する公害その他の苦情の申し出を受けたときは、直ちにその原因を調査するとともに、誠意をもって苦情解決のため必要な措置を講じるものとし、その内容を甲に報告するものとする。

(被害の補償)

第 17 条 乙は、自己の事業活動に伴い発生した公害等により地域住民の健康又は生活環境に被害を与えたときは、直ちに防止対策、その他必要な措置を講じるとともに、故意又は過失の有無にかかわらず誠意をもってその被害について補償するものとする。

(報告及び立入調査)

第 18 条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し報告を求め又はその職員を事業場に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(公害防止組織等の整備)

第 19 条 乙は、公害の未然防止を図るため、常に従業員の教育訓練に努めるとともに、公害防止組織及び施設の維持管理体制を整備するものとする。

(違反時の措置)

第 20 条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、期限を定めて必要な改善措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(承継)

第 21 条 乙は、この協定に係る事業の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、本協定に定めた権利義務の一切を譲受人に承継させるものとし、事前に甲に報告するもの

とする。

(公表)

第 22 条 甲は、第 15 条第 1 項及び第 18 条の規定に基づく報告の内容について、必要に応じ公表することができるものとする。

2 甲は、乙がこの協定に違反し、指示に従わず、又は報告の徴収に応ぜず、若しくは正当な理由がなく立入調査を拒んだ場合は、当該事実について公表することができるものとする。

(疑義の決定)

第 23 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番 1 号

甲

ひたちなか市長 大 谷 明 印

乙

印

別表1 大気汚染物質の排出濃度及び排出量

項 目	排出濃度	排出量

別表2 排水の排出基準

項 目	排出基準

別表3 敷地境界における騒音，振動の大きさ

1 騒音の大きさ

昼 間	朝・夕	夜 間
8 時～18 時	6 時～8 時 18 時～21 時	21 時～6 時
デシベル	デシベル	デシベル

2 振動の大きさ

昼 間	夜 間
6 時～21 時	21 時～6 時
デシベル	デシベル

各項目における基準値については，事業所の操業形態，施設の設置状況を踏まえながら，必要であると思われる項目について設定しております。

協定の締結時期については，事業所立地の設計段階にて事業所担当者と協定の内容について調整を行い，事業所の操業形態にそぐわないものについては条文，基準等を変更するなどして各事業所に見合った協定を締結しております。